2　前項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。
⑴　機関名及びその住所
⑵　調達の内容（名称、数量）
⑶　入札公告の予定時期
3　総務部は、当該年度における10万ＳＤＲ（特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、第３条第１項の基準額）以上の調達予定の概要を閲覧できるようにする。その際、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画及び行動計画運用指針の定めるところによる。
（資料提供招請）
第６条　高度な専門的知識が必要となるため、調達要求元での仕様書作成が困難な場合、特定役務のうち行動計画の対象となるものを除き、次の各号に定めるところにより、その作成にあたり必要とする資料等について官報により公示し、広く供給者からの情報提供を求める資料提供招請を行う。ただし、急を要する場合又は随意契約とする場合は、この手続を省略することができる。
　なお、次の各号の物品等又は特定役務のうち10万ＳＤＲ以上かつ次の各号の基準額未満の調達について、契約責任者が必要と認める場合は、会社の自主的措置として社内掲示により資料提供招請を行う。
⑴　物品等及び特定役務（次号及び第３号に掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。）
・基準額　80万ＳＤＲ以上
・公示日　資料提供期限の30日以上前
⑵　コンピュータ製品及び同サービス
・基準額　80万ＳＤＲ以上
・公示日　資料提供期限の30日以上前
⑶　電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
・基準額　38.5万ＳＤＲ以上
・公示日　資料提供期限の45日以上前
2　前項に基づき公示する事項は、次のとおり。
⑴　調達機関名及び連絡先
⑵　調達の概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）
⑶　資料等の提出期限
⑷　説明会を開催する場合にはその旨の注記
3　官報公示の内容について修正を行う場合は、次により処理する。
⑴　修正等の情報を再度官報公示するとともに、資料提供招請に応じたすべての供給者にその情報を提供する。
⑵　修正等の情報が調達に必要とされる基本的な要件であった場合は、資料等の提出期限を前号の公示の翌日から起算して30日以降の日に設定する。
（意見招請）
第７条　ＡＰによって定められた基準額以上の物品等又は特定役務の調達について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、仕様書の作成に関して透明性、公平性及び中立性を確保することを目的として、仕様書案の作成が完了したことを官報により公示し、広く供給者から意見を求める意見招請の手続を行う。ただし、急を要する場合は、その旨を官報に明示することにより、供給者が対応可能と認められる範囲で公示期間を短縮することができる。
　なお、10万ＳＤＲ以上かつ次項の基準額未満の調達について、契約責任者が必要と認める場合は、会社の自主的措置として社内掲示により意見招請を行う。
⑴　原材料、燃料又はこれに類するもの
⑵　単価が500ＳＤＲ以下の既製品を大量購入する場合
⑶　既存の仕様を繰り返し採用することが必要なもので、外務省が開催する政府調達に関するセミナーで繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め説明したもの
⑷　随意契約とするもの
⑸　公示期間を短縮しても対応できない緊急の場合で、入札公告（公示）の際にその旨を官報に明示するもの
⑹　特定役務のうち行動計画の対象となるもの
2　前項の意見招請に付する基準額、公示日等については、次のとおりとする。
⑴　物品等及び特定役務（次号から第４号までに掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。）
・基準日　80万ＳＤＲ以上
・公示日　意見提出期限の20日以上前
・入札公告までの日数　30日以上
⑵　コンピュータ製品及び同サービス
前号に同じ
⑶　電気通信機器及び同のサービス
・基準日　38.5万ＳＤＲ以上
・公示日　意見提出期限の30日以上前
・入札公告までの日数　60日以上
⑷　医療技術機器及び同のサービス
・基準日　38.5万ＳＤＲ以上
・公示日　意見提出期限の30日以上前
・入札公告までの日数　45日以上
3　前項に基づき公示する事項は、次のとおり。
⑴　調達機関名及び連絡先
⑵　調達の内容（名称、数量）
⑶　仕様書案の入手先
⑷　意見の提出期限
⑸　説明会を開催する場合にはその旨の注記
⑹　下請に対して関心を表明する供給者を求める旨の招請（電気通信機器及び同サービスの調達に限る。）
（仕様書を作成した供給者の取扱い）
第８条　仕様書を作成する際に直接関与した供給者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、入札に参加させない。
⑴　前条の意見招請を実施した場合
⑵　調達要求元が仕様の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別に作成を進めた場合
⑶　供給者が調達要求元からの要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供し、すべての供給者に対して、平等かつ無差別に参加する機会、又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が公正かつ無差別に与えられている場合
（契約方式）
第９条　契約の方式は、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の３種類とし、日本国内外無差別の下、一般競争契約を原則とする。
（落札方式の種類）
第10条　一般競争による場合においては、次の各号のいずれかの落札方式を選択する。
⑴　最低価格落札方式
⑵　総合評価落札方式
⑶　複数落札方式
（総合評価落札方式の適用）
第11条　一般競争契約のうち、次の各号のいずれかに該当する調達については、原則として総合評価落札方式を適用する。
⑴　コンピュータ製品又は同サービスの調達で、調達価額が80万ＳＤＲ以上の案件
⑵　電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービスの調達で、以下のいずれかに該当する案件
ア　単価500ＳＤＲ以下の製品又はサービスを大量購入する場合を除く既製品及びサービスの調達で、38.5万ＳＤＲ以上の案件
イ　特別に開発された製品若しくはサービス又は改造された製品若しくはサービスの調達で、10万ＳＤＲ以上の案件
（一般競争の公告）
第12条　契約責任者は、調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも50日前（特定役務のうち建設工事については40日前。一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札公告において、その後の契約に係る入札公告において24日以上50日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に、次の事項について、官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前まで短縮することができる。
　なお、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画及び行動計画運用指針の定めるところによる。
⑴　競争入札に付する事項
⑵　自動更新条項付契約の場合は、自動更新条項付である旨及び最大の更新回数
⑶　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
⑷　契約条項を示す場所
⑸　入札の場所及び日時
⑹　入札保証金に関する事項
⑺　当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
⑻　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付